

大阪府がん登録事業実施要領

1 目 的

本事業は、府内における悪性新生物（がん）患者（以下「がん患者」という。）の登録を実施することにより、悪性新生物の罹患率の測定、がん患者の受療状況、生存率の測定等を行い、もって本府における悪性新生物対策の推進に資するとともに、府内における医療水準の向上を図ることを目的とする。

2 事業主体

本事業は、大阪府医師会、大阪府立成人病センター及び府内医療機関の協力を得て、大阪府が実施する。

3 悪性新生物の範囲

登録の対象となる悪性新生物の範囲は、府内に住所を有する者が医療機関で診断された、国際疾病死因分類に掲げるすべての悪性新生物及び上皮内がんと頭蓋内のすべての腫瘍とする。

4 実施方法

(1) 医療機関からのがん患者の届出票の受理、整理、登録、集計、及び解析等は、地方独立行政法人大阪府病院機構大阪府立成人病センターがん予防情報センターに委託して実施する。

(2) 届出の項目

①性別 ②生年月日 ③住所 ④氏名 ⑤原発部位 ⑥病理所見
⑦臨床進行度 ⑧診断結果及び診断年月日 ⑨再発患者では初発時の診療及びその時期 ⑩紹介の有無及び内容 ⑪検査内容 ⑫治療方針及び治療内容 ⑬カルテ番号 ⑭死亡のときは死亡年月日、死因 ⑮医療機関名

5 届出謝金

(1) 府は、届出医療機関に対し、届出謝金を支払う。届出謝金の額については、登録件数1件当たり金324円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。ただし、厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院からの届出は、届出謝金の対象から除外するものとする。

(2) 2013年から2015年に診断された症例で、平成28年4月1日から平成28年9月30日までに提出された届出を届出謝金の支払対象とする。

6 秘密の保持

本事業に従事した者は、個々の患者及び医療機関について、業務上知り得た秘密については、これを他に漏らしてはならない。

7 情報の利用

本事業で得た情報は、大阪府個人情報保護条例の趣旨に鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、がんの原因の究明、がん予防活動の評価、医療活動の評価等、がん予防の推進並びにがん医療の向上に寄与する目的で利用することができる。その手続きについては別に定める。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

9 施行日

平成 9年 4月 1日から施行する。

平成10年 4月 1日から施行する。

平成12年 4月12日から施行する。

平成18年 4月 1日から施行する。

平成21年 4月 1日から施行する。

平成28年 4月 1日から施行する。